

奈良県産業廃棄物排出抑制等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内の産業廃棄物の排出抑制等を促進し、県内のリサイクル産業の育成と環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な循環型社会の形成を推進するため、県内事業者等に対し、産業廃棄物の排出抑制、再生利用、減量その他その適正な処理（以下「排出抑制等」という。）の技術開発及び循環資源を使った製品開発に要する経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号（以下「規則」という。））に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、産業廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項第1号に規定する産業廃棄物をいう。
- 2 この要綱において、県内事業者等とは、県内に事業所を置く事業者（以下「県内事業者」という。）及び直接又は間接の構成員の3分の2以上が県内事業者で構成される法人格を有する団体をいう。
- 3 この要綱において、循環資源とは、循環型社会形成推進基本法（平成12年6月2日法律第110号）第2条第3項に規定する循環資源をいう。
- 4 この要綱において、補助事業とは、産業廃棄物の排出抑制等を目的として県内事業者等が行う事業のうち、奈良県知事（以下「知事」という。）が必要かつ適当と認める事業をいう。

(補助対象者等)

第3条 補助対象者、補助対象事業、補助率、補助対象経費及び補助金上限額は、別表に定めるとおりとする。ただし、補助対象経費の額は、他の補助制度による補助金額を除いた額とする。

(事業実施計画書の提出)

第4条 補助金の交付申請をしようとする県内事業者等（以下「申請者」という。）は、奈良県産業廃棄物排出抑制等事業実施計画書（第1号様式）及び知事が必要と認める書類（以下「計画書等」という。）を別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の内定)

- 第5条 知事は、前条に規定する事業実施計画書の提出があったときは、当該計画に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金を交付しようとする計画及び交付しようとする額の内定を行うものとする。
- 2 知事は、前項の場合において必要があると認めるときは、当該計画に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の内定をすることができる。
- 3 知事は、前2項に規定する内定をするにあたり、奈良県産業廃棄物排出抑制等事業費補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を聴くものとする。

- 4 審査委員会は、必要に応じて、当該計画に係る調査を行い、申請者に説明を求めることができる。

(内定の通知)

第6条 知事は、補助金の交付を内定したときは、その内容を申請者に通知するものとする。

(計画書等の取り下げ)

第7条 申請者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の内定に不服があるときは、知事が定める期日までに計画書等の取り下げをすることができる。

- 2 前項の規定による計画書等の取り下げがあったときは、当該計画に係る補助金の交付の内定はなかったものとみなす。

(補助金の交付の申請)

第8条 第6条の規定による補助金の交付の内定を受けた申請者は、奈良県産業廃棄物排出抑制等事業費補助金交付申請書（第2号様式）を別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第9条 知事は、前条に規定する申請書等の提出があった場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し通知するものとする。

- 2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

(申請の取下げ)

第10条 前条第1項の規定による決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による交付の決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

第11条 補助事業者は、補助事業の内容又は補助事業に要する経費の変更を行おうとするときは、あらかじめ奈良県産業廃棄物排出抑制等事業計画変更承認及び補助金変更交付申請書（第3号様式）を知事に提出し、承認を受けなければならない。但し、次の各号に定める場合を除く軽微な変更については、この限りではない。

- (1) 補助事業の内容を著しく変更する場合
- (2) 各区分における補助金を20%を超えて変更する場合
- (3) 補助金申請額の合計を変更する場合

- 2 知事は、前項の承認には、必要に応じ条件を付し、これを変更することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、やむを得ない事情により補助事業を中止又は廃止する必要がある場合には、あらかじめ奈良県産業廃棄物排出抑制等事業中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(補助金の概算払)

第13条 知事は、補助金の交付を決定した場合において、必要があると認めるときは、予算の範囲内で補助金の概算払をすることができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする者は、奈良県産業廃棄物排出抑制等事業費補助金概算（精算）払請求書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第14条 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、ただちに奈良県産業廃棄物排出抑制等事業計画遅延等報告書（第5号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(指示及び検査)

第15条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(遂行状況報告)

第16条 補助事業者は、知事が必要と認める場合には、別に定める日現在における補助事業の遂行状況について、別に定める日までに、奈良県産業廃棄物排出抑制等事業遂行状況報告書（第6号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、奈良県産業廃棄物排出抑制等事業実績報告書（以下「実績報告書」（第7号様式）という。）を当該補助事業の完了の日から起算して15日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、知事に報告しなければならない。

(補助金の確定及び交付)

第18条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、奈良県産業廃棄物排出抑制等事業費補助金概算（精算）払請求書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、第13条第1項の規定により概算払をした金額がある場合にはこれを精算し、補助金を交付するものとする。

4 知事は、前項の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該金額の補助金の返還を当該補助事業者に対し請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第19条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第9条第2項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (2) 第11条の規定に違反したとき。
- (3) 第15条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第20条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、奈良県産業廃棄物排出抑制等事業に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（第9号様式）を速やかに知事に提出するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(経過及び収益状況報告)

第21条 補助事業者は、補助事業完了後も産業廃棄物の排出抑制等を促進しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は、毎会計年度終了後15日以内に、当該補助事業に係る過去1年間の産業廃棄物の排出抑制等の状況を記載した奈良県産業廃棄物排出抑制等事業経過報告書（以下「経過報告書」（第10号様式）という。）並びに当該補助事業に係る収益がある場合、当該補助事業に係る収益状況を記載した産業廃棄物排出抑制等事業に係る収益状況報告書（第11号様式）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、必要に応じて、補助事業者に前項の報告書に係る資料の提出を求め、現地調査をすることができる。

4 補助事業者は、第2項の報告書に係る証拠書類を当該報告に係る会計年度終了後5年間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第22条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し又は効用が増加した機械等（以下「財産」という。）を適切に管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。

2 規則第20条第3号の知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

3 規則第20条ただし書の規定により知事が定める期間（以下「減価償却期間」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に掲げる期間とする。

4 補助事業者は、減価償却期間が経過する以前に財産を処分しようとするときは、あらかじめ奈良県産業廃棄物排出抑制等事業財産処分承認申請書（第12号様式）により、財産処分の承認に関する申請をし、知事の承認を得なければならない。

(工業所有権)

第 23 条 補助事業者は、補助事業の実施により特許権、実用新案権又は意匠権（以下「工業所有権」という。）を出願もしくは取得した場合又はそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、奈良県産業廃棄物排出抑制等事業工業所有権報告書（第 13 号様式）により、遅滞なくその旨を知事に報告しなければならない。

(収益納付)

第 24 条 第 22 条の規定による財産処分、前条の規定による工業所有権の移転等又はその他補助事業の成果の実用化若しくは製品化により収益が生じたと知事が認めたとき、知事は交付した金額の全部又は一部に相当する金額を補助事業者へ納付させることができる。

(成果の公開)

第 25 条 知事は、実績報告書及び事業経過報告書の提出があった補助事業について、その成果のうち補助事業者が不利益となる情報を除き公開することができる。

(その他)

第 26 条 この要綱が定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 5 月 24 日から施行し、平成 17 年度分の補助金から運用する

附 則

この要綱は、平成 19 年 5 月 7 日から施行し、平成 19 年度分の補助金から運用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象者	補助対象事業	補助金の額	補助対象経費
① 県内に事業所を置く事業者 ② 直接又は間接の構成員の3分の2以上が県内事業者で構成される法人格を有する団体	自ら排出する産業廃棄物の排出抑制、再生利用、減量その他その適正な処理のために行う技術開発及び循環資源を使った製品開発	補助対象経費の3分の2以内 （円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額） 補助金上限額： 700万円	① 県内事業者等が独自で実施する研究開発に要する経費 ② 県内事業者等が他の事業者と共同で実施する研究開発に要する経費で県内事業者等が負担すべき経費 ③ 県内事業者等が、国又は地方公共団体が設置し若しくは独立行政法人である試験研究機関、大学等の研究機関に委託し又はそれらの機関と共同で実施する研究開発で県内事業者等が負担すべき経費 ※補助対象経費の区分は、試作開発費、機械装置/工具器具費、人件費、その他研究開発費、委託費、事務費とする。

※消費税及び地方消費税は、補助対象外とする。